

議案第2号

岩内町地域公共交通活性化協議会規約の一部改正について

標記の件について、岩内町地域公共交通活性化協議会規約の一部を次のとおり改正する。

(改正理由)

『地域公共交通網形成計画』と名称を変更するとして、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律の一部改正に伴い、所要の改正をしようとするものであります。

岩内町地域公共交通活性化協議会規約の一部を改正する規約

岩内町地域公共交通活性化協議会規約の一部を次のように改正する。

第1条中「地域公共交通総合連携計画」を「地域公共交通網形成計画」に、「連携計画」を「形成計画」に改め、「に関する協議」を削り、「連携計画の実施に係る連絡調整」を「実施に関し必要な協議」に改める。

第3条第1号から第3号までの規定中「連携計画」を「形成計画」に、第2号中「係る連絡調整」を「関し必要な協議」に改める。

附 則

この規約は、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律の一部を改正する法律附則第1条の政令で定める日から施行する。

規 約 新 旧 対 照 表

新	旧
<p style="text-align: center;">岩内町地域公共交通活性化協議会規約</p> <p>(目的) 第1条 岩内町地域公共交通活性化協議会（以下「協議会」という。）は、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号。以下「法」という。）第6条第1項の規定に基づき、<u>地域公共交通網形成計画</u>（以下「形成計画」という。）の素案作成及び<u>実施</u>に関し必要な協議を行うため設置する。</p> <p>第2条 略</p> <p>(事業) 第3条 協議会は、第1条の目的を達成するため、次の事業を行う。 (1) <u>形成計画</u>の素案作成の協議に関すること (2) <u>形成計画</u>の実施に関し必要な協議に関すること (3) <u>形成計画</u>に位置づけられた事業の実施に関すること (4) 前3号に掲げるもののほか、当協議会の目的を達成するために必要なこと</p> <p>第4条～第13条 略</p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p>1 (略)</p> <p>2 <u>この規約は、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律の一部を改正する法律附則第1条の政令で定める日から施行する。</u></p>	<p style="text-align: center;">岩内町地域公共交通活性化協議会規約</p> <p>(目的) 第1条 岩内町地域公共交通活性化協議会（以下「協議会」という。）は、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号。以下「法」という。）第6条第1項の規定に基づき、<u>地域公共交通総合連携計画</u>（以下「連携計画」という。）の素案作成に関する協議及び<u>連携計画の実施</u>に係る連絡調整を行うため設置する。</p> <p>第2条 略</p> <p>(事業) 第3条 協議会は、第1条の目的を達成するため、次の事業を行う。 (1) <u>連携計画</u>の素案作成の協議に関すること (2) <u>連携計画</u>の実施に係る連絡調整に関すること (3) <u>連携計画</u>に位置づけられた事業の実施に関すること (4) 前3号に掲げるもののほか、当協議会の目的を達成するために必要なこと</p> <p>第4条～第13条 略</p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p>(略)</p>